

平成 30 年 12 月 25 日

【照会先】

職業安定局

雇用開発部 障害者雇用対策課

課 長 松下 和生

主任障害者雇用専門官 松浦 大造

課 長 補 佐 渡部 愛

(代表電話) 03-5253-1111 (内線)5650、5857

※平成 31 年 4 月 9 日、一部の数値を補正

平成 30 年 国の機関等における障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、平成 30 年 6 月 1 日現在の国及び地方公共団体の「障害者任免状況」並びに独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等（以下「国の機関等」という。）に義務付けられている毎年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

<公的機関>法に基づく障害者雇用率 2.5% (2.3%)

ただし、都道府県教育委員会、一部の市町村教育委員会は 2.4% (2.2%)

- ・ 国 : 雇用障害者数 3,902.5 人 (3,711.0 人)、実雇用率 1.22% (1.17%)
- ・ 都 道 府 県 : 雇用障害者数 8,244.5 人 (7,951.5 人)、実雇用率 2.44% (2.36%)
- ・ 市 町 村 : 雇用障害者数 2 万 7,145.5 人 (2 万 5,859.0 人)、実雇用率 2.38% (2.29%)
- ・ 教育委員会 : 雇用障害者数 1 万 2,607.5 人 (1 万 2,337.5 人)、実雇用率 1.90% (1.85%)

<独立行政法人等>障害者雇用率 2.5%

- ・ 雇用障害者数 1 万 1,010.0 人 (1 万 225.0 人)、実雇用率 2.54% (2.38%)

※ () は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.5%）

国の機関に在職している障害者の数は3,902.5人で、前年より5.2%（191.5人）増加しており、実雇用率は1.22%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

国の機関は43機関中8機関で達成。

〔総括表1(1)、詳細表1(1)、3(1)〕

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.5%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は8,244.5人で、前年より3.7%（293.0人）増加しており、実雇用率は2.44%と、前年に比べ0.08ポイント上昇した。

知事部局は47機関中24機関で達成、知事部局以外は114機関中75機関で達成。

〔総括表1(2)、詳細表1(2)、3(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は2万7,145.5人で、前年より5.0%（1,286.5人）増加しており、実雇用率は2.38%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

2,470機関中1,718機関で達成。

〔総括表1(3)、詳細表1(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は1万2,607.5人で、前年より2.2%（270.0人）増加しており、実雇用率は1.90%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中5機関で達成、市町村教育委員会は53機関中34機関で達成。

〔総括表1(4)、詳細表1(4)、3(4)〕

2 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は1万1,010.0人で、前年より7.7%（785.0人）増加しており、実雇用率は2.54%と、前年に比べ0.16ポイント上昇した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は92法人中69法人が達成、国立大学法人等は90法人中58法人で達成、地方独立行政法人等は166法人中113法人で達成。

〔総括表2、詳細表2、4〕

※ なお、国の機関、都道府県の機関（都道府県教育委員会含む。）においては、今回補正はなく、前回と同じであり、市町村の機関（市町村教育委員会含む。）において補正を行っている。

総括表

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	320,654.0 人 (318,467.0 人)	3,902.5 人 [2,959 人] (3,711.0 人)	1.22 % (1.17 %)	8 / 43 (8 / 43)	18.6 % (18.6 %)
行政機関	291,986.0 人 (289,910.5 人)	3,620.0 人 [2,764 人] (3,422.0 人)	1.24 % (1.18 %)	6 / 34 (6 / 34)	17.6 % (17.6 %)
立法機関	3,655.0 人 (3,634.5 人)	37.5 人 [30 人] (47.0 人)	1.03 % (1.29 %)	2 / 5 (2 / 5)	40.0 % (40.0 %)
司法機関	25,013.0 人 (24,922.0 人)	245.0 人 [165 人] (242.0 人)	0.98 % (0.97 %)	0 / 4 (0 / 4)	0.0 % (0.0 %)

※行政機関のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	337,872.0 人 (336,880.0 人)	8,244.5 人 [6,163] (7,951.5 人)	2.44 % (2.36 %)	99 / 161 (108 / 158)	61.5 % (68.4 %)
都道府県知事部局	263,631.0 人 (263,256.5 人)	6,524.5 人 [4,771 人] (6,358.5 人)	2.47 % (2.42 %)	24 / 47 (28 / 47)	51.1 % (59.6 %)
その他の都道府県機関	74,241.0 人 (73,623.5 人)	1,720.0 人 [1,392 人] (1,593.0 人)	2.32 % (2.16 %)	75 / 114 (80 / 111)	65.8 % (72.1 %)

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。
 ※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関の5機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	<u>1,140,348.5</u> 人 (1,130,049.5 人)	<u>27,145.5</u> 人 [<u>20,452</u> 人] (25,859.0 人)	2.38 % (2.29 %)	<u>1,718</u> / <u>2,470</u> (1,838 / 2,367)	<u>69.6</u> % (77.7 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関の105機関は、公表日時点で達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	<u>662,641.5</u> 人 (668,289.5 人)	<u>12,607.5</u> 人 [<u>9,335</u> 人] (12,337.5 人)	1.90 % (1.85 %)	<u>39</u> / <u>100</u> (66 / 115)	<u>39.0</u> % (57.4 %)
都道府県教育委員会	<u>577,583.0</u> 人 (580,328.5 人)	<u>10,822.5</u> 人 [7,948 人] (10,564.5 人)	1.87 % (1.82 %)	<u>5</u> / <u>47</u> (15 / 47)	<u>10.6</u> % (31.9 %)
市町村教育委員会	<u>85,058.5</u> 人 (87,961.0 人)	<u>1,785.0</u> 人 [<u>1,387</u> 人] (1,773.0 人)	2.10 % (2.02 %)	<u>34</u> / <u>53</u> (51 / 68)	<u>64.2</u> % (75.0 %)

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	<u>432,729.0</u> 人 (429,408.5 人)	<u>11,010.0</u> 人 [8,407 人] (10,225.0 人)	2.54 % (2.38 %)	<u>240</u> / <u>348</u> (258 / 337)	<u>69.0</u> % (76.6 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	<u>209,593.5</u> 人 (209,032.0 人)	<u>5,598.0</u> 人 [4,327 人] (5,236.5 人)	2.67 % (2.51 %)	<u>69</u> / <u>92</u> (76 / 90)	<u>75.0</u> % (84.4 %)
国立大学法人等	<u>146,562.0</u> 人 (146,231.0 人)	<u>3,622.5</u> 人 [2,702 人] (3,389.5 人)	2.47 % (2.32 %)	<u>58</u> / <u>90</u> (67 / 90)	<u>64.4</u> % (74.4 %)
地方独立行政法人等	<u>76,573.5</u> 人 (74,145.5 人)	<u>1,789.5</u> 人 [1,378 人] (1,599.0 人)	2.34 % (2.16 %)	<u>113</u> / <u>166</u> (115 / 157)	<u>68.1</u> % (73.2 %)

※独立行政法人等のうち未達成であった機関の13機関は、公表日時点で達成済み。

※国立大学法人等のうち未達成であった機関の17機関は、公表日時点で達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関の18機関は、公表日時点で達成済み。

- 注1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 []内は、実人員である。
- 6 ()内は、平成29年6月1日現在の数値(本年10月22日公表の再点検結果(P.19【参考資料】参照)及びその後の訂正を反映したもの)である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。
- 8 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

詳細表

1 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 43 (43)	320,654.0 (318,467.0)	993 (990)	67 (56)	1,800 (1,598)	99 (154)	3,902.5 (3,711.0)	416.5 (306.5)	1.22 (1.17)	機関 8 (8)	18.6 (18.6)
行政機関	機関 34 (34)	291,986.0 (289,910.5)	905 (896)	65 (55)	1,696 (1,498)	98 (154)	3,620.0 (3,422.0)	411.0 (298.5)	1.24 (1.18)	機関 6 (6)	17.6 (17.6)
立法機関	5 (5)	3,655.0 (3,634.5)	8 (14)	2 (1)	19 (18)	1 (0)	37.5 (47.0)	3.5 (2.0)	1.03 (1.29)	2 (2)	40.0 (40.0)
司法機関	4 (4)	25,013.0 (24,922.0)	80 (80)	0 (0)	85 (82)	0 (0)	245.0 (242.0)	2.0 (6.0)	0.98 (0.97)	0 (0)	0.0 (0.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
計	3,902.5 (3,711.0)	969 (965)	59 (52)	1,006 (1,009)	75 (64)	3,040.5 (3,023.0)	100.0 (88.0)	24 (25)	8 (4)	125 (132)	22 (18)	192.0 (195.0)	93.5 (63.5)	548 (457)	123 (72)	121.0 (-)	670.0 (493.0)	223.0 (141.0)	
行政機関	3,620.0 (3,422.0)	883 (874)	57 (51)	929 (931)	74 (64)	2,789.0 (2,762.0)	96.5 (82.0)	22 (22)	8 (4)	123 (130)	22 (18)	186.0 (187.0)	93.5 (63.5)	523 (437)	123 (72)	121.0 (-)	645.0 (473.0)	221.0 (141.0)	
立法機関	37.5 (47.0)	6 (11)	2 (1)	6 (7)	1 (0)	20.5 (30.0)	1.5 (0.0)	2 (3)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (8.0)	0.0 (0.0)	11 (9)	0 (0)	0.0 (-)	11.0 (9.0)	2.0 (0.0)	
司法機関	245.0 (242.0)	80 (80)	0 (0)	71 (71)	0 (0)	231.0 (231.0)	2.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	14 (11)	0 (0)	0.0 (-)	14.0 (11.0)	0.0 (0.0)	

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】国の行政機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

行政機関	雇用身体障害者数				
	計	視覚障害	聴覚、音声機能等障害	肢体不自由	内部障害
	1943	121	118	890	814

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外身 体障害者及 び知的障害 者並びに精 神障害者 である短時 間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				F. うち新規雇 用分
計	機関 161 (158)	人 337,872.0 (336,880.0)	人 2,297 (2,229)	人 237 (241)	人 3,198 (3,025)	人 431 (455)	人 8,244.5 (7,951.5)	人 455.5 (434.5)	% 2.44 (2.36)	機関 99 (108)	% 61.5 (68.4)
都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 263,631.0 (263,256.5)	人 1,877 (1,838)	人 117 (132)	人 2,530 (2,412)	人 247 (277)	人 6,524.5 (6,358.5)	人 334.5 (334.0)	% 2.47 (2.42)	機関 24 (28)	% 51.1 (59.6)
その他の 都道府県機関	114 (111)	74,241.0 (73,623.5)	420 (391)	120 (109)	668 (613)	184 (178)	1,720.0 (1,593.0)	121.0 (100.5)	2.32 (2.16)	75 (80)	65.8 (72.1)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇 用分
計	人 8,244.5 (7,951.5)	人 2,285.0 (2,219.0)	人 236.0 (239.0)	人 2,754.0 (2,735.0)	人 339.0 (310.0)	人 7,729.5 (7,567.0)	人 316.0 (357.5)	人 12.0 (10.0)	人 1.0 (2.0)	人 77.0 (65.0)	人 70.0 (76.0)	人 137.0 (125.0)	人 41.5 (43.0)	人 296.0 (225.0)	人 93.0 (69.0)	人 71.0 (-)	人 378.0 (259.5)	人 98.0 (34.0)
都道府県 知事部局	人 6,524.5 (6,358.5)	人 1,865 (1,828)	人 116 (130)	人 2,193 (2,178)	人 181 (172)	人 6,129.5 (6,050.0)	人 226.5 (265.5)	人 12 (10)	人 1 (2)	人 72 (60)	人 57 (64)	人 125.5 (114.0)	人 40.0 (42.0)	人 222 (174)	人 52 (41)	人 43 (-)	人 269.5 (194.5)	人 68.0 (26.5)
その他の 都道府県機関	人 1,720.0 (1,593.0)	人 420 (391)	人 120 (109)	人 561 (557)	人 158 (138)	人 1,600.0 (1,517.0)	人 89.5 (92.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 13 (12)	人 11.5 (11.0)	人 1.5 (1.0)	人 74 (51)	人 41 (28)	人 28 (-)	人 108.5 (65.0)	人 30.0 (7.5)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,470 (2,367)	人 1,140,348.5 (1,130,049.5)	人 7,147 (6,882)	人 524 (492)	人 11,874 (11,112)	人 907 (982)	人 27,145.5 (25,859.0)	人 1,902.5 (1,412.0)	% 2.38 (2.29)	機関 1,718 (1,838)	% 69.6 (77.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
市町村の機関	人 27,145.5 (25,859.0)	人 7,079 (6,824)	人 494 (467)	人 9,492 (9,318)	人 671 (653)	人 24,479.5 (23,759.5)	人 1,368.0 (1,127.0)	人 68 (58)	人 30 (25)	人 565 (504)	人 157 (143)	人 809.5 (716.5)	人 158.5 (111.5)	人 1,671 (1,290)	人 225 (186)	人 146 (-)	人 1,856.5 (1,383.0)	人 376.0 (173.5)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者(注 4)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5				F. うち新規雇用 分
計	機関 100 (115)	人 662,641.5 (668,289.5)	人 3,467 (3,398)	人 178 (173)	人 5,301 (5,138)	人 389 (461)	人 12,607.5 (12,337.5)	人 1036.5 (871.5)	% 1.90 (1.85)	機関 39 (66)	% 39.0 (57.4)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 577,583.0 (580,328.5)	人 3,040 (2,967)	人 149 (145)	人 4,428 (4,286)	人 331 (399)	人 10,822.5 (10,564.5)	人 847.5 (692.5)	% 1.87 (1.82)	機関 5 (15)	% 10.6 (31.9)
市町村教育 委員会	53 (68)	85,058.5 (87,961.0)	427 (431)	29 (28)	873 (852)	58 (62)	1,785.0 (1,773.0)	189.0 (179.0)	2.10 (2.02)	34 (51)	64.2 (75.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的障 害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇 用分
計	12,607.5 (12,337.5)	3,443 (3,368)	170 (167)	4,179 (4,223)	284 (276)	11,377.0 (11,264.0)	673.0 (581.5)	24 (30)	8 (6)	263 (284)	78 (71)	358.0 (385.5)	115.0 (136.0)	742 (631)	144 (114)	117 (-)	872.5 (688.0)	248.5 (154.0)
都道府県 教育委員会	10,822.5 (10,564.5)	3,021 (2,941)	141 (139)	3,493 (3,542)	229 (219)	9,790.5 (9,672.5)	524.0 (442.0)	19 (26)	8 (6)	189 (207)	76 (70)	273.0 (300.0)	101.0 (111.0)	630 (537)	142 (110)	116.0 (-)	759.0 (592.0)	222.5 (139.5)
市町村 教育委員会	1,785.0 (1,773.0)	422 (427)	29 (28)	686 (681)	55 (57)	1,586.5 (1,591.5)	149.0 (139.5)	5 (4)	0 (0)	74 (77)	2 (1)	85.0 (85.5)	14.0 (25.0)	112 (94)	2 (4)	1 (-)	113.5 (96.0)	26.0 (14.5)

注 1(1)②の表と同じ

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 348 (337)	人 432,729.0 (429,408.5)	人 2,705 (2,562)	人 166 (164)	人 5,332 (4,805)	人 204 (264)	人 11,010.0 (10,225.0)	人 1,875.5 (1,432.0)	% 2.54 (2.38)	法人 240 (258)	% 69.0 (76.6)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	92 (90)	209,593.5 (209,032.0)	1,342 (1,282)	108 (108)	2,735 (2,474)	142 (181)	5,598.0 (5,236.5)	966.0 (721.0)	2.67 (2.51)	69 (76)	75.0 (84.4)
国立大学法人等	90 (90)	146,562.0 (146,231.0)	936 (891)	32 (27)	1,703 (1,562)	31 (37)	3,622.5 (3,389.5)	564.0 (458.0)	2.47 (2.32)	58 (67)	64.4 (74.4)
地方独立行政法人等	166 (157)	76,573.5 (74,145.5)	427 (389)	26 (29)	894 (769)	31 (46)	1,789.5 (1,599.0)	345.5 (253.0)	2.34 (2.16)	113 (115)	68.1 (73.2)

[2①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	うち新規雇用分
計	人 11,010.0 (10,225.0)	人 2,363 (2,239)	人 150 (154)	人 2,873 (2,822)	人 130 (119)	人 7,814.0 (7,513.5)	人 1,124 (872)	人 342 (323)	人 16 (10)	人 746 (674)	人 27 (24)	人 1,459.5 (1,342.0)	人 218 (191)	人 1,608 (1,309)	人 152 (121)	人 105 (-)	人 1,736.5 (1,369.5)	人 535 (370)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	5,598.0 (5,236.5)	1,274 (1,218)	102 (104)	1,609 (1,574)	90 (80)	4,304.0 (4,154.0)	657.0 (483.0)	68 (64)	6 (4)	222 (206)	18 (16)	373.0 (346.0)	47.0 (48.0)	833 (694)	105 (85)	71 (-)	921.0 (736.5)	262.0 (190.0)
国立大学法人等	3,622.5 (3,389.5)	713 (680)	28 (24)	803 (798)	19 (17)	2,266.5 (2,190.5)	268.0 (234.0)	223 (211)	4 (3)	382 (346)	3 (4)	833.5 (773.0)	129.5 (114.5)	506 (418)	21 (16)	12 (-)	522.5 (426.0)	166.5 (109.5)
地方独立行政法人等	1,789.5 (1,599.0)	376 (341)	20 (26)	461 (450)	21 (22)	1,243.5 (1,169.0)	198.5 (154.5)	51 (48)	6 (3)	142 (122)	6 (4)	253.0 (223.0)	41.0 (28.5)	269 (197)	26 (20)	22 (-)	293.0 (207.0)	106.0 (70.0)

[2②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

3 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	320,654.0	3,902.5	1.22	4,273.5	
行政機関合計	291,986.0	3,620.0	1.24	3,875.0	
内閣官房	1,425.0	7.0	0.49	28.0	
内閣法制局	78.0	1.0	1.28	0.0	
内閣府	3,274.5	34.0	1.04	47.0	
宮内庁	941.5	9.0	0.96	14.0	
公正取引委員会	923.5	20.0	2.17	3.0	
警察庁	2,183.0	54.0	2.47	0.0	
金融庁	1,684.5	32.0	1.90	10.0	
消費者庁	455.5	0.5	0.11	10.5	
個人情報保護委員会	123.5	4.0	3.24	0.0	
復興庁	233.0	0.0	0.00	5.0	
総務省	5,247.5	51.0	0.97	80.0	特例承認あり注4
法務省	33,600.0	265.5	0.79	574.5	
公安調査庁	1,596.0	8.0	0.50	31.0	
外務省	6,425.0	22.0	0.34	138.0	
財務省	11,992.0	142.0	1.18	157.0	
国税庁	58,488.5	393.5	0.67	1,068.5	
文部科学省	2,788.0	22.0	0.79	47.0	特例承認あり注4
厚生労働省	53,015.5	1,531.0	2.89	0.0	
農林水産省	15,798.0	181.5	1.15	212.5	
林野庁	4,852.0	76.5	1.58	44.5	
水産庁	720.0	6.0	0.83	12.0	
経済産業省	6,441.0	57.5	0.89	103.5	特例承認あり注4
特許庁	3,353.5	19.0	0.57	64.0	
国土交通省	40,968.5	310.5	0.76	713.5	
観光庁	240.5	0.0	0.00	6.0	
気象庁	4,776.0	65.0	1.36	54.0	
海上保安庁	173.0	5.0	2.89	0.0	
運輸安全委員会	193.5	0.0	0.00	4.0	注5
環境省	2,722.5	15.0	0.55	53.0	
原子力規制委員会	1,154.0	31.0	2.69	0.0	
防衛省	22,661.0	215.5	0.95	350.5	
防衛装備庁	1,510.0	8.0	0.53	29.0	
人事院	662.5	6.0	0.91	10.0	
会計検査院	1,285.5	27.0	2.10	5.0	
立法機関合計	3,655.0	37.5	1.03	51.5	
衆議院事務局	1,456.5	20.5	1.41	15.5	
衆議院法制局	86.5	2.0	2.31	0.0	
参議院事務局	1,103.5	6.0	0.54	21.0	
参議院法制局	72.0	1.0	1.39	0.0	
国立国会図書館	936.5	8.0	0.85	15.0	
司法機関合計	25,013.0	245.0	0.98	347.0	
最高裁判所	1,011.0	5.0	0.49	20.0	
高等裁判所	1,742.0	18.0	1.03	24.0	
地方裁判所	15,904.0	175.0	1.10	205.0	
家庭裁判所	6,356.0	47.0	0.74	98.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成27年6月2日以降に採用された者又は平成27年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。
- 5 運輸安全委員会においては、12月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.56%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	263,631.0	6,524.5	2.47	505.5	
北海道	12,273.0	326.5	2.66	0.0	
青森県	3,984.5	93.0	2.33	6.0	
岩手県	4,333.0	109.0	2.52	0.0	
宮城県	5,407.5	145.0	2.68	0.0	
秋田県	3,582.5	88.0	2.46	1.0	注5
山形県	5,667.5	72.5	1.28	68.5	特例認定あり 注4
福島県	6,026.0	125.0	2.07	25.0	
茨城県	5,408.0	107.5	1.99	27.5	
栃木県	4,639.0	122.5	2.64	0.0	特例認定あり 注4
群馬県	4,450.0	82.5	1.85	28.5	
埼玉県	7,202.5	192.5	2.67	0.0	
千葉県	8,020.0	196.0	2.44	4.0	特例認定あり 注4
東京都	26,335.5	725.5	2.75	0.0	
神奈川県	7,464.0	222.5	2.98	0.0	
新潟県	6,240.5	167.5	2.68	0.0	特例認定あり 注4
富山県	4,419.5	95.5	2.16	14.5	特例認定あり 注4
石川県	4,998.0	62.0	1.24	62.0	
福井県	3,753.5	94.5	2.52	0.0	
山梨県	3,437.0	70.0	2.04	15.0	
長野県	5,824.0	129.5	2.22	15.5	特例認定あり 注4
岐阜県	5,066.5	136.5	2.69	0.0	
静岡県	6,099.5	139.0	2.28	13.0	特例認定あり 注4
愛知県	9,105.5	252.0	2.77	0.0	
三重県	5,218.5	139.0	2.66	0.0	特例認定あり 注4
滋賀県	3,652.5	92.0	2.52	0.0	特例認定あり 注4
京都府	4,071.5	104.5	2.57	0.0	
大阪府	8,041.5	290.5	3.61	0.0	特例認定あり 注4
兵庫県	7,114.5	174.0	2.45	3.0	特例認定あり 注4
奈良県	3,452.5	96.5	2.80	0.0	特例認定あり 注4
和歌山県	3,978.5	84.0	2.11	15.0	
鳥取県	3,117.5	100.0	3.21	0.0	特例認定あり 注4
島根県	3,947.5	67.5	1.71	30.5	特例認定あり 注4
岡山県	4,151.0	105.0	2.53	0.0	特例認定あり 注4
広島県	5,859.0	153.0	2.61	0.0	特例認定あり 注4
山口県	3,738.0	107.0	2.86	0.0	特例認定あり 注4
徳島県	2,882.0	80.0	2.78	0.0	
香川県	4,729.0	106.0	2.24	12.0	特例認定あり 注4
愛媛県	4,332.5	54.0	1.25	54.0	
高知県	3,618.5	75.0	2.07	15.0	
福岡県	7,692.0	265.0	3.45	0.0	特例認定あり 注4
佐賀県	3,381.5	78.0	2.31	6.0	
長崎県	4,160.5	77.0	1.85	27.0	
熊本県	4,430.0	99.5	2.25	10.5	
大分県	3,921.5	107.5	2.74	0.0	
宮崎県	4,005.5	108.0	2.70	0.0	
鹿児島県	5,016.0	95.5	1.90	29.5	
沖縄県	5,382.5	111.5	2.07	22.5	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成27年6月2日以降に採用された者又は平成27年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 秋田県知事部局においては、10月31日現在において、障害者数89人、実雇用率2.48%、不足数0人となっている。
- 6 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県取用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
新潟県	新潟県議会事務局				
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局			
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				
兵庫県	兵庫県議会事務局				
岡山県	岡山県企業局				
三重県	三重県議会事務局				
大阪府	大阪府議会事務局				

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	74,241.0	1,720.0	2.32	256.5	
北海道企業局	96.5	3.0	3.11	0.0	
北海道立病院局	475.5	5.0	1.05	6.0	
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	48.5	2.0	4.12	0.0	
北海道警察本部	1,420.0	34.5	2.43	0.5	
青森県病院局	727.0	19.0	2.61	0.0	
青森県警察本部	387.0	5.0	1.29	4.0	
岩手県企業局	84.0	1.0	1.19	1.0	
岩手県医療局	3,123.0	79.0	2.53	0.0	
岩手県警察本部	395.5	9.0	2.28	0.0	
宮城県企業局	76.0	3.0	3.95	0.0	
宮城県議会事務局	45.0	3.0	6.67	0.0	
宮城県警察本部	636.5	17.5	2.75	0.0	
秋田県警察本部	377.0	4.0	1.06	5.0	
秋田県公営企業	107.0	2.0	1.87	0.0	
山形県警察本部	417.0	11.0	2.64	0.0	
福島県病院局	186.0	6.0	3.23	0.0	
福島県警察本部	594.5	15.0	2.52	0.0	
福島県企業局	40.0	0.0	0.00	1.0	
茨城県企業局	191.0	6.0	3.14	0.0	
茨城県病院局	610.0	8.0	1.31	7.0	
茨城県警察本部	637.5	14.5	2.27	0.5	注5①
栃木県警察本部	513.0	15.0	2.92	0.0	
群馬県企業局	312.5	4.0	1.28	3.0	
群馬県病院局	546.5	14.5	2.65	0.0	
群馬県警察本部	526.5	14.0	2.66	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1,266.5	32.5	2.57	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	3.0	2.82	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,399.5	33.5	2.39	0.5	
千葉県企業土地管理局	151.0	3.0	1.99	0.0	
千葉県病院局	1,252.5	29.0	2.32	2.0	注5②
千葉県水道局	1,038.0	26.0	2.50	0.0	
千葉県警察本部	1,516.5	32.5	2.14	4.5	
東京都議会議会局	155.5	5.0	3.22	0.0	
東京都人事委員会	61.0	4.0	6.56	0.0	
東京都監査事務局	90.0	3.0	3.33	0.0	
東京都交通局	2,020.0	69.0	3.42	0.0	
東京都水道局	2,853.5	84.0	2.94	0.0	
東京都下水道局	1,429.0	44.5	3.11	0.0	
警視庁	4,818.5	121.5	2.52	0.0	
東京消防庁	1,057.5	41.0	3.88	0.0	
神奈川県企業庁	1,000.5	28.0	2.80	0.0	
神奈川県議会議会局	79.5	2.0	2.52	0.0	
神奈川県警察本部	2,114.0	38.0	1.80	14.0	
神奈川県監査事務局	42.0	0.0	0.00	1.0	注4
新潟県企業局	96.5	2.0	2.07	0.0	
新潟県病院局	2,270.0	72.5	3.19	0.0	
新潟県警察本部	623.0	17.0	2.73	0.0	
富山県警察本部	410.5	6.0	1.46	4.0	
石川県警察本部	416.0	7.0	1.68	3.0	
福井県警察本部	407.0	2.5	0.61	7.5	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	371.0	10.0	2.70	0.0	
長野県警察本部	642.0	14.5	2.26	1.5	
長野県議会事務局	41.5	0.0	0.00	1.0	
岐阜県警察本部	598.5	16.5	2.76	0.0	
静岡県がんセンター局	804.0	20.0	2.49	0.0	
静岡県警察本部	922.5	12.0	1.30	11.0	
愛知県企業庁	381.5	10.0	2.62	0.0	
愛知県病院事業庁	1,019.0	28.5	2.80	0.0	
名古屋港管理組合	325.0	9.0	2.77	0.0	
愛知県議会事務局	65.0	1.0	1.54	0.0	
愛知県警察本部	1,164.5	30.5	2.62	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
三重県企業庁	138.0	5.0	3.62	0.0	
三重県病院事業庁	176.5	7.0	3.97	0.0	
三重県警察本部	495.5	4.5	0.91	7.5	
滋賀県警察本部	335.5	10.0	2.98	0.0	
京都府環境部	67.0	3.0	4.48	0.0	
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0	
滋賀県議会事務局	41.0	1.0	2.44	0.0	
大阪府警察本部	2,396.0	30.0	1.25	29.0	
兵庫県企業庁	171.5	6.0	3.50	0.0	
兵庫県病院局	3,936.0	70.5	1.79	27.5	
兵庫県警察本部	953.5	26.0	2.73	0.0	
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0	
南和広域医療企業団	305.0	6.0	1.97	1.0	
和歌山県警察本部	412.5	5.0	1.21	5.0	
鳥取県病院局	637.5	16.0	2.51	0.0	
鳥取県警察本部	312.0	8.0	2.56	0.0	
島根県病院局	518.5	3.0	0.58	9.0	
島根県警察本部	344.5	9.5	2.76	0.0	
岡山県警察本部	654.5	15.0	2.29	1.0	
広島県警察本部	630.0	16.0	2.54	0.0	
山口県警察本部	511.0	13.0	2.54	0.0	
徳島県企業局	116.0	3.0	2.59	0.0	
徳島県病院局	414.0	13.0	3.14	0.0	
徳島県警察本部	364.5	10.5	2.88	0.0	
香川県警察本部	391.0	9.0	2.30	0.0	
愛媛県公営企業管理局	1,457.5	15.0	1.03	21.0	
愛媛県警察本部	441.0	12.0	2.72	0.0	
高知県公営企業局	389.0	4.0	1.03	5.0	
高知県警察本部	374.0	9.0	2.41	0.0	
福岡県警察本部	1,077.5	30.0	2.78	0.0	
佐賀県警察本部	320.5	5.5	1.72	2.5	
長崎県交通局	233.0	4.0	1.72	1.0	注5③
長崎県病院企業団	1,343.0	34.0	2.53	0.0	
長崎県警察本部	496.0	7.5	1.51	4.5	
熊本県警察本部	500.0	14.0	2.80	0.0	
熊本県企業局	45.5	0.0	0.00	1.0	
熊本県病院局	65.5	1.0	1.53	0.0	
大分県企業局	71.0	1.5	2.11	0.0	
大分県病院局	403.0	17.0	4.22	0.0	
大分県警察本部	365.0	9.0	2.47	0.0	
宮崎県企業局	83.5	4.0	4.79	0.0	
宮崎県病院局	627.5	9.0	1.43	6.0	
宮崎県警察本部	384.0	7.5	1.95	1.5	
鹿児島県立病院局	504.0	3.0	0.60	9.0	
鹿児島県警察本部	468.0	10.0	2.14	1.0	
沖縄県企業局	264.0	10.0	3.79	0.0	
沖縄県議会事務局	53.0	2.0	3.77	0.0	
沖縄県病院事業局	2,314.0	13.0	0.56	44.0	
沖縄県警察本部	423.5	8.0	1.89	2.0	注5④

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成27年6月2日以降に採用された者又は平成27年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 神奈川県監査事務局においては、8月21日現在において、神奈川県知事部局と特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①茨城県警察本部においては、11月5日現在において、障害者数17人、実雇用率2.67%、不足数0人となっている。
②千葉県病院局においては、9月1日現在において、障害者数31人、実雇用率2.48%、不足数0人となっている。
③長崎県交通局においては、8月10日現在において、障害者数5人、実雇用率2.15%、不足数0人となっている。
④沖縄県警察本部においては、12月18日現在において、障害者数13人、実雇用率3.07%、不足数0人となっている。
- 6 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	577,583.0	10,822.5	1.87	3,046.5	
北海道	30,088.0	655.0	2.18	67.0	
青森県	9,228.5	142.0	1.54	79.0	
岩手県	8,256.5	200.0	2.42	0.0	
宮城県	10,787.0	249.0	2.31	9.0	
秋田県	6,966.0	147.0	2.11	20.0	
山形県	7,050.5	163.5	2.32	5.5	注4①
福島県	11,312.5	204.0	1.80	67.0	
茨城県	16,200.0	341.0	2.10	47.0	
栃木県	11,241.5	180.0	1.60	89.0	
群馬県	11,527.0	162.5	1.41	113.5	
埼玉県	25,936.5	430.5	1.66	191.5	
千葉県	22,778.5	356.0	1.56	190.0	
東京都	43,721.0	929.5	2.13	119.5	
神奈川県	22,591.0	345.5	1.53	196.5	
新潟県	11,664.5	270.0	2.31	9.0	注4②
富山県	6,175.5	82.5	1.34	65.5	
石川県	6,291.0	83.0	1.32	67.0	
福井県	5,639.5	130.0	2.31	5.0	
山梨県	5,699.0	98.5	1.73	37.5	
長野県	13,458.0	237.0	1.76	85.0	
岐阜県	11,272.5	191.0	1.69	79.0	
静岡県	16,612.5	270.5	1.63	127.5	
愛知県	28,385.0	333.0	1.17	348.0	
三重県	10,772.0	232.0	2.15	26.0	
滋賀県	8,143.5	168.5	2.07	26.5	
京都府	8,497.0	196.0	2.31	7.0	
大阪府	28,795.0	602.0	2.09	89.0	
兵庫県	25,068.5	360.5	1.44	240.5	
奈良県	6,666.5	111.0	1.67	48.0	
和歌山県	6,182.0	121.0	1.96	27.0	
鳥取県	4,272.5	109.0	2.55	0.0	
島根県	5,727.0	142.0	2.48	0.0	
岡山県	10,314.0	236.0	2.29	11.0	
広島県	11,342.0	155.0	1.37	117.0	
山口県	8,081.0	190.0	2.35	3.0	
徳島県	4,930.5	107.0	2.17	11.0	
香川県	6,519.5	133.5	2.05	22.5	
愛媛県	8,743.5	140.0	1.60	69.0	
高知県	5,879.0	123.0	2.09	18.0	
福岡県	14,553.0	342.5	2.35	6.5	
佐賀県	6,375.0	133.0	2.09	20.0	
長崎県	9,363.0	136.0	1.45	88.0	
熊本県	8,129.5	158.5	1.95	36.5	
大分県	7,365.0	110.0	1.49	66.0	
宮崎県	6,657.0	168.0	2.52	0.0	
鹿児島県	11,458.5	283.0	2.47	0.0	
沖縄県	10,866.5	164.0	1.51	96.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成27年6月2日以降に採用された者又は平成27年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①山形県教育委員会においては、11月1日現在において、障害者数170.5人、実雇用率2.42%、不足数0.0人となっている。

②新潟県教育委員会においては、10月1日現在において、障害者数282人、実雇用率2.43%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、平成31年4月3日時点の集計結果に基づき作成した。

4 各独立行政法人等の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	356,155.5	9,220.5	2.59	226.5	
医薬基盤・健康・栄養研究所	316.0	5.0	1.58	2.0	
宇宙航空研究開発機構	1,889.5	47.0	2.49	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	471.5	12.0	2.55	0.0	
海洋研究開発機構	952.5	28.5	2.99	0.0	
科学技術振興機構	1,290.0	33.0	2.56	0.0	
建築研究所	137.0	4.0	2.92	0.0	
国際農林水産業研究センター	286.0	6.0	2.10	1.0	注5①
国立環境研究所	794.5	19.5	2.45	0.0	
国立がん研究センター	2,320.5	61.0	2.63	0.0	
国立国際医療研究センター	1,969.0	51.0	2.59	0.0	
国立循環器病研究センター	1,170.0	31.0	2.65	0.0	
国立成育医療研究センター	1,065.0	27.5	2.58	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	857.0	21.5	2.51	0.0	
国立長寿医療研究センター	581.5	16.0	2.75	0.0	
産業技術総合研究所	5,024.0	125.0	2.49	0.0	
情報通信研究機構	986.5	33.0	3.35	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	615.0	16.0	2.60	0.0	
森林研究・整備機構	1,214.5	32.0	2.63	0.0	
水産研究・教育機構	1,381.0	35.5	2.57	0.0	
土木研究所	579.0	19.0	3.28	0.0	
日本医療研究開発機構	476.0	12.0	2.52	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,505.0	82.0	2.34	5.0	注5②
農業・食品産業技術総合研究機構	4,859.5	106.5	2.19	14.5	注5③
物質・材料研究機構	1,202.0	32.0	2.66	0.0	
防災科学技術研究所	317.0	11.0	3.47	0.0	
理化学研究所	4,174.5	94.0	2.25	10.0	
量子科学技術研究開発機構	1,348.0	35.5	2.63	0.0	
奄美群島振興開発基金					注4
医薬品医療機器総合機構	1,281.5	35.0	2.73	0.0	
海技教育機構	349.0	9.0	2.58	0.0	
家畜改良センター	863.0	30.0	3.48	0.0	
環境再生保全機構	165.0	4.0	2.42	0.0	
教職員支援機構	65.0	3.0	4.62	0.0	
勤労者退職金共済機構	342.0	10.0	2.92	0.0	
空港周辺整備機構					注4
経済産業研究所	72.5	4.0	5.52	0.0	
工業所有権情報・研修館	177.0	3.0	1.69	1.0	
航空大学校	129.0	2.0	1.55	1.0	注5④
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,087.0	300.0	4.93	0.0	
国際観光振興機構	206.0	3.0	1.46	2.0	
国際協力機構	2,792.0	46.0	1.65	23.0	
国際交流基金	611.5	19.0	3.11	0.0	
国民生活センター	193.5	4.5	2.33	0.0	
国立印刷局	4,213.0	123.0	2.92	0.0	
国立科学博物館	223.0	6.0	2.69	0.0	
国立高等専門学校機構	4,975.0	135.5	2.72	0.0	
国立公文書館	162.0	3.0	1.85	1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	299.5	8.0	2.67	0.0	
国立女性教育会館	40.5	0.0	0.00	1.0	
国立青少年教育振興機構	671.0	20.5	3.06	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	86.0	2.0	2.33	0.0	
国立美術館	249.0	7.0	2.81	0.0	
国立病院機構	53,365.5	1,329.0	2.49	5.0	注5⑤
国立文化財機構	698.5	18.0	2.58	0.0	
自動車技術総合機構	1,248.0	33.0	2.64	0.0	
自動車事故対策機構	451.0	12.0	2.66	0.0	
住宅金融支援機構	961.5	24.5	2.55	0.0	
酒類総合研究所	77.5	1.0	1.29	0.0	
情報処理推進機構	193.0	4.0	2.07	0.0	
製品評価技術基盤機構	519.5	13.0	2.50	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	613.0	15.0	2.45	0.0	
造幣局	896.0	25.5	2.85	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	159.5	4.0	2.51	0.0	
大学入試センター	140.0	2.0	1.43	1.0	
地域医療機能推進機構	19,225.5	518.0	2.69	0.0	
中小企業基盤整備機構	921.5	25.5	2.77	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	301.0	8.0	2.66	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,743.0	41.0	2.35	2.0	
統計センター	818.0	14.5	1.77	5.5	注5⑥
都市再生機構	3,546.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	205.0	3.0	1.46	2.0	注5⑦
日本学生支援機構	678.0	16.0	2.36	0.0	
日本芸術文化振興会	346.0	6.0	1.73	2.0	注5⑧
日本高速道路保有・債務返済機構					注4
日本スポーツ振興センター	758.5	22.0	2.90	0.0	
日本貿易振興機構	1,237.0	28.5	2.30	1.5	注5⑨
農業者年金基金	82.0	1.0	1.22	1.0	注5⑩
農畜産業振興機構	255.0	6.0	2.35	0.0	
農林漁業信用基金	110.0	2.0	1.82	0.0	
農林水産消費安全技術センター	640.0	12.5	1.95	3.5	注5⑪
福祉医療機構	291.0	9.0	3.09	0.0	
北方領土問題対策協会					注4
水資源機構	1,538.0	39.0	2.54	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	40.0	0.0	0.00	1.0	注5⑫
労働者健康安全機構	14,543.5	422.5	2.91	0.0	
労働政策研究・研修機構	142.5	6.0	4.21	0.0	
年金積立金管理運用	123.5	3.0	2.43	0.0	
北海道大学	4,800.0	116.0	2.42	4.0	注5⑬
北海道教育大学	642.5	16.0	2.49	0.0	
室蘭工業大学	246.0	3.0	1.22	3.0	注5⑭
小樽商科大学	159.0	4.0	2.52	0.0	
帯広畜産大学	234.5	6.0	2.56	0.0	
旭川医科大学	1,366.0	31.0	2.27	3.0	
北見工業大学	201.5	6.0	2.98	0.0	
弘前大学	1,826.5	41.5	2.27	3.5	
岩手大学	657.5	17.0	2.59	0.0	
東北大学	6,149.5	148.0	2.41	5.0	注5⑮
宮城教育大学	248.5	6.0	2.41	0.0	
秋田大学	1,676.0	40.0	2.39	1.0	注5⑯
山形大学	1,898.0	47.0	2.48	0.0	
福島大学	430.5	12.0	2.79	0.0	
茨城大学	715.5	16.0	2.24	1.0	注5⑰
筑波大学	3,896.5	96.0	2.46	1.0	注5⑱
筑波技術大学	144.5	25.0	17.30	0.0	
宇都宮大学	575.0	17.0	2.96	0.0	
群馬大学	2,178.5	41.0	1.88	13.0	
埼玉大学	628.5	13.0	2.07	2.0	注5⑲
千葉大学	3,092.0	75.0	2.43	2.0	
東京大学	9,489.5	228.5	2.41	8.5	注5⑳
東京医科歯科大学	2,273.0	54.0	2.38	2.0	注5㉑
東京外国語大学	317.0	10.0	3.15	0.0	
東京学芸大学	763.5	21.0	2.75	0.0	
東京農工大学	599.0	17.5	2.92	0.0	
東京芸術大学	462.0	11.0	2.38	0.0	
東京工業大学	1,834.0	40.0	2.18	5.0	
東京海洋大学	363.0	9.0	2.48	0.0	
お茶の水女子大学	381.0	9.0	2.36	0.0	
電気通信大学	459.0	11.0	2.40	0.0	
一橋大学	556.5	15.0	2.70	0.0	
横浜国立大学	862.5	26.0	3.01	0.0	
新潟大学	2,885.0	71.0	2.46	1.0	注5㉒
長岡技術科学大学	308.5	8.0	2.59	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
上越教育大学	248.0	6.0	2.42	0.0	
富山大学	2,082.5	48.0	2.30	4.0	
金沢大学	2,705.5	66.0	2.44	1.0	注5②
福井大学	1,834.5	46.0	2.51	0.0	
山梨大学	1,642.0	39.0	2.38	2.0	
信州大学	2,461.5	62.0	2.52	0.0	
岐阜大学	2,024.5	51.5	2.54	0.0	
静岡大学	1,012.5	25.5	2.52	0.0	
浜松医科大学	1,362.0	33.0	2.42	1.0	
名古屋大学	4,854.0	113.0	2.33	8.0	注5④
愛知教育大学	455.0	7.0	1.54	4.0	
名古屋工業大学	505.0	13.0	2.57	0.0	
豊橋技術科学大学	331.5	10.0	3.02	0.0	
三重大学	2,167.0	61.0	2.81	0.0	
滋賀大学	334.0	8.0	2.40	0.0	
滋賀医科大学	1,430.5	33.0	2.31	2.0	注5⑤
京都大学	6,731.0	176.5	2.62	0.0	
京都教育大学	319.0	9.0	2.82	0.0	
京都工芸繊維大学	405.5	12.0	2.96	0.0	
大阪大学	6,073.5	154.0	2.54	0.0	
大阪教育大学	579.5	18.0	3.11	0.0	
兵庫教育大学	261.5	7.0	2.68	0.0	
神戸大学	3,558.0	102.0	2.87	0.0	
奈良教育大学	207.0	6.0	2.90	0.0	
奈良女子大学	322.5	8.0	2.48	0.0	
和歌山大学	398.0	11.5	2.89	0.0	
鳥取大学	2,087.5	53.0	2.54	0.0	
島根大学	1,958.0	36.0	1.84	12.0	
岡山大学	3,385.0	87.0	2.57	0.0	
広島大学	3,842.5	93.0	2.42	3.0	
山口大学	2,399.0	59.0	2.46	0.0	
徳島大学	2,339.0	60.0	2.57	0.0	
鳴門教育大学	263.0	8.0	3.04	0.0	
香川大学	1,911.0	46.0	2.41	1.0	注5⑥
愛媛大学	2,144.5	55.0	2.56	0.0	
高知大学	1,781.0	43.0	2.41	1.0	注5⑦
福岡教育大学	340.0	10.0	2.94	0.0	
九州大学	5,628.0	127.0	2.26	13.0	
九州工業大学	567.0	16.5	2.91	0.0	
佐賀大学	1,848.0	52.5	2.84	0.0	
長崎大学	2,834.5	59.5	2.10	10.5	
熊本大学	2,524.0	71.5	2.83	0.0	
大分大学	1,778.5	39.0	2.19	5.0	注5⑧
宮崎大学	2,038.5	43.0	2.11	7.0	注5⑨
鹿児島大学	2,595.0	65.0	2.50	0.0	
鹿屋体育大学	126.0	2.0	1.59	1.0	
琉球大学	2,175.0	54.0	2.48	0.0	
政策研究大学院大学	129.5	2.0	1.54	1.0	
総合研究大学院大学	71.5	1.0	1.40	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	293.0	8.0	2.73	0.0	
奈良先端科学技術大学院大学	396.5	9.0	2.27	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	995.0	25.5	2.56	0.0	
自然科学研究機構	1,098.0	27.5	2.50	0.0	
情報・システム研究機構	764.5	19.0	2.49	0.0	
人間文化研究機構	623.5	17.0	2.73	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
日本司法支援センター	1,141.5	26.0	2.28	2.0	注5⑩
日本私立学校振興・共済事業団	1,635.5	33.0	2.02	7.0	
沖縄振興開発金融公庫	241.0	6.0	2.49	0.0	
株式会社 国際協力銀行	613.0	19.0	3.10	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	8,013.0	218.0	2.72	0.0	
株式会社 日本貿易保険	163.0	4.0	2.45	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	563.0	21.0	3.73	0.0	
日本年金機構	21,211.5	601.0	2.83	0.0	
全国健康保険協会	5,108.5	138.5	2.71	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成27年6月2日以降に採用された者又は平成27年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 これらの法人においては、労働者数が40人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 ①国際農林水産業研究センターにおいては、7月1日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。

②日本原子力研究開発機構においては、8月1日現在において、障害者の数87.0人、実雇用率2.48%、不足数0.0人となっている。

③農業・食品産業技術総合研究機構においては、11月1日現在において、障害者の数128.0人、実雇用率2.63%、不足数0.0人となっている。

④航空大学校においては、11月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率2.33%、不足数0.0人となっている。

⑤国立病院機構においては、7月1日現在において、障害者の数1,347.0人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。

⑥統計センターにおいては、12月7日現在において、障害者の数20.5人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。

⑦日本学術振興会においては、9月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.39%、不足数0.0人となっている。

⑧日本芸術文化振興会においては、10月1日現在において、障害者の数8.0人、実雇用率2.30%、不足数0.0人となっている。

⑨日本貿易振興機構においては、10月1日現在において、障害者の数31.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。

⑩農業者年金基金においては、8月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。

~~⑪農林水産消費安全技術センターにおいては、12月5日現在において、障害者の数16.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。~~

⑫郵便貯金・簡易生命保険管理機構においては、10月15日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率2.22%、不足数0.0人となっている。

⑬北海道大学においては、11月12日現在において、障害者の数121.0人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となっている。

⑭室蘭工業大学においては、12月1日現在において、障害者の数8.0人、実雇用率3.27%、不足数0.0人となっている。

⑮東北大学においては、11月20日現在において、障害者の数153.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。

⑯秋田大学においては、7月1日現在において、障害者の数41.0人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。

⑰茨城大学においては、8月21日現在において、障害者の数17.0人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。

⑱筑波大学においては、9月1日現在において、障害者の数98.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。

⑲埼玉大学においては、7月1日現在において、障害者の数15.0人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。

⑳東京大学においては、10月1日現在において、障害者の数240.5人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。

㉑東京医科歯科大学においては、8月1日現在において、障害者の数57.5人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。

㉒新潟大学においては、11月1日現在において、障害者の数73.0人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。

㉓金沢大学においては、6月26日現在において、障害者の数69.0人、実雇用率2.55%、不足数0.0人となっている。

~~㉔名古屋大学においては、10月22日現在において、障害者の数123.0人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。~~

㉕滋賀医科大学においては、10月16日現在において、障害者の数35.0人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。

㉖香川大学においては、12月17日現在において、障害者の数51.0人、実雇用率2.66%、不足数0.0人となっている。

㉗高知大学においては、10月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。

㉘大分大学においては、7月11日現在において、障害者の数44.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。

~~㉙宮崎大学においては、9月1日現在において、障害者の数51.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。~~

㉚日本司法支援センターにおいては、8月1日現在において、障害者の数29.0人、実雇用率2.58%、不足数0.0人となっている。

6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

7 この集計は、平成31年4月3日(ただし、上記注5については平成30年12月31日)時点の集計結果に基づき作成した。

【参考資料】

◎平成 29 年 6 月 1 日時点の地方公共団体及び独立行政法人等における障害者雇用状況の補正について

本公表資料において、地方公共団体及び独立行政法人等について、平成 30 年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況との比較対照のために掲載している平成 29 年 6 月 1 日時点の数値は、「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成 30 年 10 月 22 日公表）（以下「再点検結果」という。）に、10 月 22 日から 12 月 18 日までの間に把握された一部の障害者任免状況通報書の訂正等を反映したものに基
づいております。補正後の再点検結果は、次の URL をご覧ください。

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01957.html